



上田市立神科小学校 新型コロナウイルス感染症防止対策 学校再開 ガイドライン

- ※ このガイドラインは、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～（2020.12.3 Ver.5）文部科学省」および「信州版『新たな日常のすゝめ』」等に基づいて作成しています。
- ※ 今後状況の変化により、変更になる場合があります。変更が生じた場合には、改めてお知らせします。

(参考)

- 『学校の新しい生活様式』
https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00029.html
- 『新たな日常のすゝめ』
<https://www.pref.nagano.lg.jp/hoken-shippei/kenko/kenko/kansensho/susume.html>



令和3年8月31日 改訂

神科小学校ホームページ www.school.umic.jp/kamishina/



目次

I	<u>本校の新型コロナウイルス感染症対策について</u> ……………	P 3
	1 <u>登校前・登校時</u>	
	(1) <u>登校前、家庭にお願いすること</u>	
	(2) <u>登校時に気をつけること</u>	
	2 <u>学校生活（具体的な活動場面ごとの対策・対応）</u>	
	(1) <u>環境面</u>	
	(2) <u>授業場面</u> ……………	P 4
	(3) <u>集会活動</u> ……………	P 6
	(4) <u>給食</u>	
	(5) <u>休み時間</u> ……………	P 7
	(6) <u>図書館利用について</u>	
	(7) <u>清掃時</u>	
	(8) <u>保健室利用について</u>	
	(9) <u>その他</u> ……………	P 8
	3 <u>下校時・帰宅後</u>	
	4 <u>課外活動(合唱団・管楽器クラブ)</u>	
II	<u>児童の心のケアについて</u>	
III	<u>児童および教職員に感染者が発生した際の対応</u> ……………	P 9
	<u>対応 1 感染者発生 の報告と臨時休業の決定</u>	
	(1) <u>感染者発生 の連絡</u>	
	(2) <u>学校からの報告</u>	
	(3) <u>臨時休業の有無と範囲の決定</u>	
	(4) <u>参考：PCR検査の対象</u>	
	<u>対応 2 学校の臨時休業についての家庭等への連絡</u> ……………	P 10
	(1) <u>全家庭への連絡</u>	
	(2) <u>関係者への連絡</u>	
	(3) <u>留意点（人権尊重の視点から）</u>	
	<u>対応 3 濃厚接触者等の特定調査への協力と該当者への連絡</u>	
	(1) <u>保健所からの協力依頼</u>	
	(2) <u>保健所の調査について</u>	
	(3) <u>調査方法および内容</u> ……………	P 11
	<u>対応 4 学校の消毒</u>	
	<u>対応 5 学校再開日の決定および家庭への連絡</u>	
	参考 1 <u>学校再開の判断</u>	
	参考 2 <u>当校の可否判断についての目安</u> ……………	P 12
IV	<u>家庭への連絡・お願い</u>	
V	<u>(参考) 感染警戒レベルについて</u> ……………	P 13

I 本校の新型コロナウイルス感染症対策について

1 登校前・登校時



(1) 登校前、家庭にお願いすること

- 登校前に、検温と健康観察(同居の家族を含む)を行い、カードに記録し担任へ提出する。
- 健康観察項目に該当する症状がある場合は、登校を控える。その際、学校へ連絡する。アレルギー等で理由が明確な場合は、学校へ相談する。
- 上田圏域の感染警戒レベルが「レベル2」以上の状況になれば、同居する家族に風邪症状が見られる場合も登校を控える。**

「レベル1」では、児童本人に症状がなければ登校できる。ただし、状況によっては、「レベル1」でも、同居の家族に風邪症状が見られる場合も登校を控えていただくよう協力を求めることがある。

- 持ち物の確認をする。
 - ・マスク(含予備)(記名) ・水筒(水またはお茶) ・ハンカチ ・ティッシュ
 - ・健康観察カード ・帽子・ヘルメット(夏季・冬季、熱中症対策で変更あり)
 - ・ゴミ袋(使用済みマスク・ティッシュ等を入れるためのもの)

(2) 登校時に気をつけること

- 密をさけ、互いに適切な距離を保ちながら、安全に歩いてくる。
- 信号待ちなどで混み合いそうな場合は、前後の間を空けて止まって待つ。
- 夏季…気温・湿度や暑さ指数が高い日にはマスクを外してよい。その際は、周囲の人との距離を確保する。熱中症対策のため、水分補給をする際には、安全な場所で立ち止まって飲む。

2 学校生活(具体的な活動場面ごとの対策・対応)



(1) 環境面

① 感染予防のための消毒

- 普通教室、職員室、職員玄関に、手指消毒用の消毒液を常備し、入室の際には消毒をする。
- 感染警報レベルが「レベル4」以上になった場合は、必要に応じて児童下校後に教室等の消毒を行う。

② 教室の座席配置について

- 普通教室…1mを目安に最大限の間隔をとる。机の移動を伴うグループ学習などは避ける。
- 理科室・家庭科室・図工室…1つの机にできる限り少人数の配置かつ対面にならない。
- 音楽室・学習室・視聴覚室…1mを目安に最大限の間隔をとる。

③ 換気をこまめに行う

- 各教室 気候上可能な限り、常時、窓を開けておく（2方向の窓を同時に開ける。）
- 廊下 気候上可能な限り、常時窓を開けておく
 - ※冬季は30分に1回以上、少なくとも休み時間ごとに、窓を全開にする。
 - ※エアコン使用時も換気を行う。（2方向の窓を同時に開け、換気扇を回す。）
- 体育館は可能な限り、常時、扉を開けておく。

④ 清掃について

- 感染警戒レベルが「レベル4」以下であれば、密を避けながら、通常の清掃を行う。
- 感染警戒レベルが「レベル5」以上では、トイレの消毒を教職員が行い、児童は使い捨ての手袋を着用するなど、直接触れないよう配慮する。また清掃終了後の手洗いをていねいに行うことを徹底する。
- レベルに関わらず、感染状況により清掃場所、やり方、担当者については適宜判断する。

⑤ フィジカル ディスタンス(身体的距離)・咳エチケットについて注意喚起

- 立ち位置を示す。(水道前・コンテナ室前・トイレ前等)
- マスク着用、3密回避、新しい生活様式等をポスター掲示する。



(2) 授業場面



長野県の感染警戒レベルと文部科学省の定めた地域の感染レベルを照らし合わせ、状況に応じて以下の指標を参考に対応する。

① 各教科等について

【レベル3以上（県の感染警戒レベル5～6）】

文部科学省が示す「感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動」は行わない。

【レベル2（県の感染警戒レベル2～5）】

- 文部科学省が示す「感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動」は、可能な限り感染症対策を行った上で実施する。または、年間指導計画を見直し、リスクの低い学習活動から実施する。
- ・ 各教科等に共通する活動として、近距離で一斉に大きな声で話す活動は控える。また、対面形式となるグループワーク等は、必要最小限とする。
- ・ 理科における児童が近距離で活動する実験や観察は、活動の精選や取り組み方の工夫を図る。また、実験で器具や用具を共用する場合は、実験の前後に手洗いを徹底する。
- ・ 音楽における室内で児童が近距離での合唱およびリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏は、周囲と十分間隔をあげ、話をすることは控える。年間指導計画を見直し、鑑賞や音楽づくり等の学習から取り組む。
- ・ 図画工作における児童生徒同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動は、当面的間控え、個人の制作活動とする。
- ・ 家庭科や総合的な学習の時間等における児童生徒同士が近距離で活動する調理実習は、当面的間控える。
- ・ 体育における児童生徒が密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする運動は、当面的間控える。

【レベル1（県の感染警戒レベル1）】

- 各教科等の指導における感染症対策については、以下の点に留意して実施する。
- ・ 児童生徒の「接触」「密集」「近距離での活動」については、回数や時間を絞る、一定の距離を保つなど可能な限り感染症対策を行った上で実施する。
- ・ 複数の児童生徒が共用で教具(実験器具、体育器具、用具等)を使用する場合、適切な消毒、手洗いの徹底を行う。また、可能な限り一人一つずつ教具の準備を行う。

② 学びの保障について

新たな感染の波が到来することも想定され予測困難な状況下の中で、児童の学びを保障していくために、自ら学びを進めることができる力(自学自習力)を育てていくための対策と準備。

- 不測の事態（一斉休校や学級閉鎖、家庭の判断による欠席が一定期間続く）が生じた場合は、電話、オクレンジャー、家庭訪問等により休業中の学習・課題を伝え、児童の状態について家庭と連絡を取り合う。
- 日常の授業を、指導の時数ではなく内容の習得にねらいをおいて行う。（重点的に内容を絞り込む、複数の単元を組み合わせる、教科横断的な学習活動を計画するなど年間の学習内容を見通して各教科等の年間指導計画を見直す） また、授業と家庭学習を効果的・効率的に組み合わせて学習を進める。
- GIGA スクール構想の推進に合わせ、オンライン授業を見越した研修を行う。
- 不足した授業時数を補うため、年間行事予定の変更もあり得る。

③ お助けっ十さんおよび外部講師を招いた活動を行う場合

- お助けっ十さんの活動（ルームの開放）は、感染警戒レベルが4以上の場合には活動の自粛を基本とする。再開については、責任者と協議の上決定する。
感染警戒レベルが3以下の場合でも、感染状況により判断をする。密を避けるために、曜日ごと学年を振り分けるなどの対応をとる。
- 外部講師を招く場合は、感染状況を踏まえ、実施について検討する。可能の場合の感染予防対策を入念に練る。講師には事前に検温および健康観察をお願いし、該当症状がないことを確認して来校いただく。

(3) 集会活動



- 学年集会は、感染警戒レベル3以下の場合、体育館および校庭で間隔を空けて行う。
- 全校集会は、感染警戒レベル2以下の場合、状況を判断して実施可能とする。
- 感染警戒レベルが4以上の場合、集会活動や複数学級の集会は行わない。

(4) 給食

- 準備開始時に、アルコール消毒液を使用し、全員の手指と配膳台の消毒を行う。
- 感染警戒レベルが4以上の場合、コンテナ室前の混雑を避けるために、時間差をつけて低学年から配膳準備、下膳等を行う。
- 各自への盛り付けは原則、盛り切りとし、増減に関しては担任の指示に従う。
- 「いただきます」までは、マスクをはずさない。
- 授業の時の机の配置で、会話を控えて食べる。『黙ってもぐもぐ』
- 食事中に席を立つ場合は、マスクを着用する。
- 歯みがきとすすぎの仕方については、唾が飛ばないように指導する。
- 歯みがきで水道が混み合う時は、自分の席で待つ。（混雑の度合いを考慮して、各クラスで歯みがきの時間を設定する。）

(5) 休み時間



- 教室の換気を行う。休み時間終了時には、手洗い（うがい）、手指消毒をして入室することを確認する。
- 遊び場所によっては密状態になることを伝え、互いの距離、会話時の飛沫等注意する。
- 感染警戒レベルが3以上の場合、感染状況を踏まえ、体育館、校庭、図書館の使用について

たいいくかん としょかん こうていしょうわり
体育館・図書館・校庭使用割

		月	火	水	木	金
あさ朝	たいいくかん 体育館	2年	1年	3年	1年	2年
	としょかん 図書館	1・4年	2・5年	1・6年	2・4年	1・6年
	こうてい 校庭	3・5・6年	3・4・6年	2・4・5年	3・5・6年	3・4・5年
にじやふ二時休み	たいいくかん 体育館	5年	2年	1年	6年	4年
	としょかん 図書館	3・6年	1・4年	3・5年	1・5年	3・5年
	こうてい 校庭	1・2・4年	3・5・6年	2・4・6年	2・3・4年	1・2・6年
ひるやすひる休み	たいいくかん 体育館	6年	4年	のびのび	5年	3年
	としょかん 図書館	2・5年	3・6年	のびのび	3・6年	2・4年
	こうてい 校庭	1・3・4年	1・2・5年	のびのび	1・2・4年	1・5・6年

(6) 図書館利用について



- 感染警戒レベルが4以上の場合、図書館利用に制限を設ける。（休み時間の使用学年を制限する）
- 図書館内は、可能な限り常時、窓を開けておく。
- 図書館に入る前、出た後は手指消毒を行う。

(7) 清掃時

- 清掃場所の窓を全開にする。
- マスクを着用して行う。熱中症予防のため外す場合もある。
- 清掃後は、丁寧に石鹸で手を洗う。

(8) 保健室利用について

- 発熱した児童と、その他（けがや当番活動など）の児童の入り口をわける。
- 登校後、37.5度以上の発熱があった場合、また感染警戒レベルが2以上の場合の発熱・風邪症状の児童は早退する。保護者が迎えに来るまでは、休養室のベッドを使用する。

(9) その他



- 状況に応じて学校医・学校薬剤師に連絡・相談をし、指導・助言をいただく。
- 冬期間、加湿器やサーキュレーターなどを利用し、教室内の湿度・換気に留意する。

3 下校時・帰宅後

- 密状態になるのを避け、安全に下校する。
- 熱中症予防（夏季）のために、マスクを外すこともある。また、水分補給の際は、安全な場所で立ち止まって飲む。横断の際は、必ず自分で安全確認を行う。
- 外出の際には、行き場所、帰宅時刻を家の人に告げる。また友だちの家に行く際は、学校同様、密状態を避ける。
- 感染警戒レベルが4以上、もしくは状況により判断した場合は、不要不急の外出は避ける。

4 課外活動(合唱団・管楽器クラブ)

- マスクを着用して参加する。周囲との間隔を十分に確保する。
- 音楽室（練習場所）の窓を全開にし、換気扇を回す。エアコン作動時も常時窓を開け換気扇を回す。
- 感染警戒レベルが4以上の場合は、活動を自粛する。

II 児童の心のケアについて



- 日頃の様子や、紡ぐ、日記等から児童の様子を丁寧に把握する。
- 気になる様子については、職員間で共有し、必要に応じて家庭と連絡を取り合う。
- 欠席（出席停止や認欠）が続く児童には、本人および保護者と丁寧かつこまめな連絡を続け、心身の状況を把握すると共に学びの保障を心がける。必要に応じて、スクールカウンセラーや教育相談所、関係機関へつなぐ。

III 児童および教職員に感染者が発生した際の対応



対応 1 感染者発生時の報告と臨時休業の決定

(1) 感染者発生時の連絡

学校は、保護者等からの連絡を受け、上田市保健所（以下、保健所）および上田市教育委員会（以下、教委）に連絡し指示を仰ぐ。	平日 8時30分～17時15分	休日・夜間 17時15分～8時30分
	0 2 6 8 - 2 3 - 5 1 0 9	0 2 6 8 - 2 2 - 4 1 0 0 (代)
上田保健福祉事務所 (上田保健所)	平日 8時30分～17時15分	休日・夜間 17時15分～8時30分
	0 2 6 8 - 2 5 - 7 1 4 9	0 2 6 8 - 2 3 - 1 2 6 0 (代)

(2) 学校からの報告

学校は、「学校における新型コロナウイルス感染症発生時の報告書」に可能な箇所のみ記入し、長野県保健厚生課、市教委に電子メールで送付、東信教育事務所へFAX送信する。

(3) 臨時休業の有無と範囲の決定

市教委は、保健所の助言をもとに、臨時休業の実施の有無と範囲を決定する。

感染者が一定期間登校していない等、学校内の濃厚接触者等の調査が不要と判断された場合は、臨時休業は行わない。

(4) 参考：PCR検査の対象

◎ PCR検査の対象者には、次の2つのケースがある。

- ① 濃厚接触者→検査結果が「陰性」となった場合でも、感染者と最後接触した日の翌日から起算して2週間出席停止。保健所の指示による健康観察。
- ② その他、接触者等→検査結果が「陰性」となった場合、行動制限はない。ただし、臨時休業および学級閉鎖期間中は不要不急の外出はせず、自宅待機。

(1) 学校での濃厚接触者等の調査は、感染者の症状が出た日(無症状の場合は検体を採取した日)から起算して2日前まで遡って行う。(その間に感染者が登校していない場合は、学校内の濃厚接触者等の調査は不要となるが、感染者のウイルス保有量や学校内の感染状況等により、例外となる場合もある。そのためにも日々の健康観察を怠らず、風邪症状や発熱等が見られた場合は、登校を自粛することが重要となる。)

対応2 学校の臨時休業についての家庭等への連絡



(1) 全家庭への連絡

その後、全家庭および対象学級（学年、保護者）へオクレンジャーで、臨時休業中の留意点および検査等について通知する。

(2) 関係者への連絡

学校は、学校関係者（PTA会長、児童クラブ、児童センター、お助けっ十等）、中学校区の校長等に報告し、理解を得る。

(3) 留意点（人権尊重の視点から）

- ・ 感染された方や、濃厚接触者となった方への、査閲や誹謗中傷につながる恐れを十分考慮し、学校名や個人名が特定されないように配慮する。メールや通知で、人権尊重の視点に立った冷静な行動、お子さんへの指導をお願いする。
- ・ 学校は保健所から指示により、情報提供（PCR検査の結果を通知するなどのため）を求められた場合、保護者の連絡先を報告する。（保護者の皆さま、ご了承ください）

対応3 濃厚接触者等の特定調査への協力と該当者への連絡

(1) 保健所からの協力依頼

学校は、保健所による濃厚接触者等の特定のための聞き取り調査に協力する。

保健所への情報提供のために、以下の資料を前もって準備しておく。

- 児童名簿や座席表（職員室）等の提出
- 児童（教職員）の行動歴
- 校内の感染症対策（マスク着用状況、給食中の様子、手指消毒、換気の状態等）
- 直近の授業実施記録（活動場所の確認）
- 直近の出欠席の状況

(2) 保健所の調査について

- ① 調査の目的…感染源を探るため、・感染拡大防止のため
- ② 調査内容…発症2日前から入院するまでの間の接触者(感染した可能性のある人)を特定するための行動調査
 - ・ 感染した児童が、発症2日前に登校していれば、感染した児童が在籍するクラス全員が接触者または濃厚接触者となる。
 - ・ 感染した児童の在籍するクラス以外の児童については、クラス活動以外の学校内での活動による接触歴などを調査する。
 - ・ マスクの着用、手洗いの状況を調査する場合もある。

※ 濃厚接触者と判断する目安

- ① マスク着用の有無
- ② 1m（距離）以内かつ15分（時間）以上の接触
15分とは、感染可能な時期からの接触時間の累計。（1日5分の接触が10回あれば50分、1日10分の接触が2日あれば20分になる）

(3) 調査方法および内容



- ① (医師から保健所に届出があった後) 感染した児童および保護者、または教職員に、行動について電話で聞き取りが行われる。
- ② 学校には、直近の授業、行事等について電話での聞き取りがある。必要に応じて、来校し、関係者からの聞き取り現地調査が行われる。
- ③ 学校は、保健所の依頼を受け、濃厚接触者および接触者となった児童の保護者に連絡する。その後、保健所の指示により、濃厚接触者および接触者に、検査の詳細について学校が連絡する。
- ④ 学校は、検査の対象者が確定した時点で、その旨と、学校再開日の見込み(結果判明日の翌日)を、オクレンジャーで家庭へに通知する。
- ⑤ 保健所の依頼に応じ、濃厚接触者となった児童の保護者に健康観察等の依頼を行う。

対応 4 学校の消毒

学校は、保健所の指示により、校内の必要な箇所の消毒を行う。

対応 5 学校再開日の決定および家庭への連絡

学校は、保健所からのPCR検査の結果を市教委に報告し、学校再開日を決定する。

(学校再開日は、市教育委員会が市保健所の助言をもとに決定する。)

学校は、オクレンジャーで家庭に通知する。

参考 1 学校再開の判断



- (1) 保健所による濃厚接触者等の特定調査の結果、学校内に該当者がいないと判断された場合は、その翌日から学校再開となる。
- (2) 次の場合は、検査結果判明日の翌日から学校再開となる。
 - すべての濃厚接触者等の検査結果が「陰性」と判明した場合
 - 検査の結果、新たな陽性者が判明した場合においても、該当児童(教職員)が一定期間、他の児童(教職員)との接触がない等、学校内に新たな濃厚接触者等が生じない場合
- (3) 新たな陽性者の判明により、学校内に新たな濃厚接触者等が生じた場合は、検査結果が判明するまでの間、全校または一部の臨時休業が延長される。(対応 1 に戻る)

感染等が心配される場合	登校の可否	登校を控えていただく期間
本人が 感染した場合		治癒するまでの間(医師の判断による。可能であれば治癒証明書)
本人に 発熱等の風邪症状がある場合		症状が改善されるまでの間
本人が濃厚接触者に 特定され、PCR検査等を受ける場合	登校できません。	感染者と最後に濃厚接触した日の翌日から起算して2週間
本人が 上記以外の理由で、PCR検査等を受ける場合		PCR検査等の結果「陰性」が判明するまでの間
(接触者に特定された場合を含む)		
同居者等 に発熱等の風邪症状がある場合	登校を自粛	症状が改善されるまでの間
同居者が PCR検査等を受け	していただく けますよう お願いしま す。	PCR検査等の結果「陰性」が判明するまでの間
る場合		
上記以外の場合	登校可能	

その他、感染の心配がある場合 相談内容によります。学校へご相談ください。

※ 上表による欠席は、出席停止とします。

※ 児童本人や同居の方がPCR検査等を受ける場合は、その旨を学校にご連絡ください。また、検査結果も学校へご連絡ください。

IV 家庭への連絡・お願い



- (1) 毎朝の健康観察(同居の家族を含む)とカードへの記録
- (2) マスク着用の指導 予備の携帯(記名)(熱中症予防のため登下校時は外してもよい。その際、周囲の人との間隔を十分確保することの指導をお願いします。)
- (3) ハンカチ・ティッシュの携帯、健康記録カード・水筒の持参、給食着・運動着のこまめな洗濯
- (4) 手洗い・咳エチケットの指導
- (5) リズムの整った生活(十分な睡眠・適度の運動・バランスの取れた食事)
- (6) 登校後に児童の体調がすぐれない場合のできるだけ早めのお迎え
- (7) 直近1週間の人口10万人当たり新規感染者数2.5人以上の都道府県および県内圏域への往來の慎重な判断
- (8) 直近1週間の人口10万人当たり新規感染者数2.5人以上の都道府県および県内圏域への移動後の、健康状態への細心の注意とマスクの着用
- (9) 休日等における不要不急の外出を控える
- (10) 友人同士の家庭間の行き来、家族ぐるみの交流による接触を控える

V (参考) 感染警戒レベルについて



マニュアル (※1)	新型コロナウイルス感染症分科会提言(※2)における分類			長野県感染警戒レベル
レベル3	ステージIV	爆発的な感染拡大および深刻な医療提供体制の機能不全を避けるための対応が必要な段階	病院間クラスター連鎖などの大規模かつ深刻なクラスター連鎖が派生し、爆発的な感染拡大により、高齢者や高リスク者が大量に感染し、多くの重傷者および死亡者が発生しはじめ、公衆衛生体制および医療提供体制が、機能不全に陥ることを避けるための対応が必要な状況	レベル6 緊急事態宣言 (特措法に基づく)
	ステージIII	感染者の急増および医療提供体制における大きな支障の発生を避けるための対応が必要な段階	ステージIIと比べて、クラスターが広範囲に多発する等、感染者が急増し、新型コロナウイルス感染症に対する医療提供体制への負荷がさらに高まり、一般医療にも大きな支障が発生することを避けるための対応が必要な状況	レベル5 非常事態宣言 (県独自)
	ステージII	感染者の漸増および医療提供体制への負荷が蓄積する段階	3密環境など、リスクの高い場所でのクラスターが度々発生することで、感染者が漸増し、重症者が徐々に増加して行く。このため、保健所などの公衆衛生体制の負荷も増大すると共に、新型コロナウイルス感染症に対する医療以外の一般医療も並行して実施する中で、医療体制への負荷が蓄積しつつある	レベル4 特別警報 レベル3 警報
レベル1	ステージI	感染者の散発的発生および医療提供体制に特段の支障がない段階		レベル2 注意報 レベル1 平常時

※1 「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～(2020.12.3 Ver.5) 文部科学省」

※2 「今後想定される感染状況と対策について」(令和2年8月7日新型コロナウイルス感染症
神科小ガイドライン P.13)